

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金
『募集要領』

令和5年5月

(令和5年11月改正)

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

補助金を申請される皆様へ

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」といいます。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分に御認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことを御確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。
なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とし、提出された申請書等は返却しません。
- 4 補助対象である電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下、補助対象車両といいます。）を導入する場合を除き、原則として、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合、補助金を交付することができません。
- 5 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- 6 申請にあたって御提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

目 次

1 事業の概要	1
2 補助内容	
(1) 補助対象事業	1
(2) 補助対象者	2
(3) 補助金交付申請要件	3
(4) 補助対象経費	4
(5) 補助額等	5
(6) 補助事業の申請・実施に当たっての遵守事項	6
(7) 事業スケジュール	7
3 交付申請	
(1) 申請受付期間	8
(2) 申請方法	8
(3) 申請の代行	9
(4) 申請に当たっての留意事項	9
(5) 必要書類	9
(6) 審査・選定	11
(7) 交付決定	11
4 補助対象事業の実施（車両の導入については対象外）	
(1) 事業の開始	12
(2) 事業内容等の変更	12
(3) 補助対象事業の状況報告等	12
(4) 補助対象事業の廃止	12
(5) 交付決定通知後の申請取下げ	12
(6) 実績報告	13
5 補助金の請求・受領	
(1) 補助金額の確定、補助金の交付	13
(2) 交付決定の取り消し	13
(3) 補助金の経理	14
(4) 補助事業により取得した財産の管理	14
6 問合せ先	13

1 事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助事業は、運輸部門の脱炭素化を進めるため、県内において、バス、タクシー、トラック、カーシェアリング及びレンタカーに、次世代自動車である、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びその関連設備を導入する取組を支援するために、その経費の一部を県が補助を行うものです。

本募集要領は、「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付要綱」（以下、「要綱」といいます。）第22条に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものです。

2 補助内容

(1) 補助対象事業（要綱第4条関係）

補助対象事業の内容は、バス、タクシー、トラック、カーシェアリング及びレンタカーへの次世代自動車又は、その関連設備の導入であり、表1のとおりです。

（表1 補助事業の内容）

	車 両	車両関連設備
バス タクシー トラック	次の1～3に掲げる車両の導入 1. 電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池バス 2. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、燃料電池タクシー 3. 電気トラック	1. 次の(1),(2)に掲げる燃料供給設備の導入 (1)電気自動車用急速及び普通充電設備 (2)定置式水素ステーション 2. 蓄電池の導入
カーシェアリング レンタカー	カーシェアリング事業及びレンタカー事業への電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の導入	1. 次の(1),(2)に掲げる燃料供給設備の導入 (1)電気自動車用急速及び普通充電設備 (2)定置式水素ステーション 2. 蓄電池の導入

- 既に上表左欄の車両を導入している事業者が、車両関連設備を導入・更新する事業は、補助対象となります。
- 新車、新品であることが必要です。（中古車（品）、新古車は対象外となります。）

(2) 補助対象者（要綱第3条関係）

- 車両、車両関連設備いずれにおいても、表2を満たすことが必要です。
- 車両については、自動車検査証に記載される所有者となる方です。ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約、いわゆる残価クレジット購入）の場合は、補助対象車両の使用者となる方です。
- 車両関連設備については、所有者となる方です。
- リース契約の場合は、自動車リース事業者です。ここでいう自動車リース事業者とは、車両及び車両関連設備の貸渡しを業とする事業者を指します。

(表2 補助対象者)

共通（車両及び車両関連設備）	
バス タクシー トラック	<p>1. 次のイ又はロに掲げる法人又は個人事業主。ただし、独立行政法人等の公法人及び国又は地方公共団体が出資する法人を除く。</p> <p>イ 千葉県内に事務所又は事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者</p> <p>ロ イの事業者に、次世代自動車の貸渡しを業とする自動車リース事業者</p> <p>2. 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。</p> <p>3. 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。</p> <p>4. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。</p>
カーシェアリング レンタカー	<p>1. 次のイ又はロに掲げる法人又は個人事業主。ただし、独立行政法人等の公法人及び国又は地方公共団体が出資する法人を除く。</p> <p>イ 千葉県内でカーシェアリング事業又はレンタカー事業を営むもの</p> <p>ロ イの事業者に、次世代自動車の貸渡しを業とする自動車リース事業者</p> <p>2. 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。</p> <p>3. 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。</p> <p>4. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。</p>

○ 表2の1.イの事業の定義及び説明については、表3のとおりです。

(表3 事業に関する用語解説) ※要綱第2条関係

用語	定義	説明
トラック、バス、タクシー		
一般乗合旅客自動車運送事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ	主に路線バスや乗合タクシー等。個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、自動車で乗合旅客を運送する事業
一般貸切旅客自動車運送事業	道路運送法第3条第1号ロ	主に貸切バス。乗車定員11名以上の自動車を使用して、一個の契約で1台の自動車を貸し切って運送する事業
一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項	他人の需要に応じ、有償で、自動車（軽自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業
貨物軽自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第2条第4項	いわゆる黒ナンバーの軽トラック、軽バン車。他人の需要に応じ四輪の軽自動車を使用して貨物を運送する事業
第二種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項	船舶運航・航空運送・鉄道運送の事業者を利用して、貨物の運送を行う事業とその前後の貨物自動車による集荷及び配達を一貫して行う事業

一般乗用旅客自動車運送事業	道路運送法第3条第1号ハ	主に貸切タクシー。一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業
道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送	同左	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、NPO法人等が必要な安全上の措置をとった上で、自家用車を用いて提供する運送
カーシェアリング、レンタカー		
カーシェアリング事業	道路運送法第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業	自動車検査証の記載において、「わ」ナンバーかつ自家用・事業用の別欄が「自家用」である事業
レンタカー事業	道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業	

(3) 補助金交付申請要件（要綱第4条関係）

- 補助対象事業について、補助金の交付を申請する場合は、所有者又は使用者が表4の申請要件を満たすことが必要です。
- 自動車リース事業者が補助対象者（申請者）である場合は、貸与先の使用者が表4の申請要件を満たす必要があります。

(表4 補助金交付申請要件)

	車 両	車両関連設備
バス タクシー トラック	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金の交付対象車両であること。 3. 原則として、事業完了までに、車両を導入する千葉県内の事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要綱第2条第3号から第9号の車両に使用する設備であること。 2. 原則として、事業完了までに、設備を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。
カーシェアリング レンタカー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。 2. 初度登録された日に、国の補助金の交付対象車両であること。 3. カーシェアリング事業及びレンタカー事業の用に供する車両であり、同車格の内燃機関車の料金以下の料金を貸し渡す車両であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. カーシェアリング事業及びレンタカー事業の用に供する車両に使用する設備であること。 2. 原則として、事業完了までに、設備を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。

	4. 原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること。	
--	--	--

- 要綱別表1（注1）及び別表2（注1）において、本補助金の募集要領に定めるものとしている国の補助金は、表5に示すものとします。なお、車両については、国の補助金を受けていることが、本補助金の交付申請要件となります。
- 県の他の同種の補助金の交付を重複して受けることはできません。その他の補助金の受給については、制限はありません。ただし、その他の補助金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先に御確認ください。

（表5 国の補助金）

	車 両
バス タクシー トラック	【環境省】 ・環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 ・商用車の電動化促進事業 ・脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素活用による運輸部門の脱炭素化支援事業 【国土交通省】 ・令和4年度補正予算自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援） ・令和4年度第2次補正予算関係事業訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交通・観光連携型事業（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化） 【経済産業省】 グリーンイノベーション基金（スマートモビリティ社会の構築）
カーシェアリング レンタカー	【経済産業省】 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

※太陽光発電設備について

- 車両、車両関連設備のいずれの導入においても、導入する事務所又は事業所に、事業完了までに太陽光発電設備が併設されていることが必要です。

なお、カーシェアリングについては、IT等の活用により車両の貸渡し等の状況を把握できることを前提とした事業であることから、無人の拠点であっても事務所として取扱います。

- 太陽光発電設備は、新設・既設及びその出力等の規模を問いません。
- 要件を満たさない場合においても、趣旨を逸脱しない設置は認める場合があります。申請又は実績報告に併せて、県に申し出て承認を受けてください（様式は任意）。

主に想定される場合は以下のとおりです。

- ・太陽光発電設備の発注を行い、設置が担保されているが、納期の遅れ等により、事業完了までに設置できない場合。（発注済であることを確認するため、工事契約書や発注書の写しを提出してください。）
- ・事務所又は事業所と車両等導入場所（駐車場）が離隔しており、駐車場に太陽光発電設備を設置する場合。（事務所又は事業所と車両等導入場所（駐車場）の位置関係を示す地図や写真等を提出してください。）

（4）補助対象経費（要綱第5条関係）

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、表6の経費のうち必要不可欠な経費で

あって県が認めるものとしします。

- 車両本体又は車両関連設備の購入に係る経費が対象となります。
- 車両について、メーカーオプション、ディーラーオプションの金額は含みません。
- 車両関連設備について、設置工事費等の機器購入費以外の経費は対象外です。
- 値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- 消費税及び地方消費税は含みません。

(表6 補助対象経費)

	車 両	車両関連設備
バス タクシー トラック	車両本体価格（国の補助金の交付対象車両）	1. 燃料供給設備の導入費用 (1)電気自動車用急速及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含み、工事費は含まない。） (2)定置式水素ステーションの導入費用 2. 蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用は除く。）
カーシェアリング レンタカー	車両本体価格（国の補助金の交付対象車両）	1. 燃料供給設備の導入費用 (1)電気自動車用急速及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含み、工事費は含まない。） (2)定置式水素ステーションの導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品を含み、工事費は含まない。） 2. 蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用は除く。）

(5) 補助額等（要綱第5条関係）

補助額については表7の算定方法により得られた額となります。

(表7 補助額等)

	車 両	車両関連設備
バス タクシー トラック カーシェアリング レンタカー	国の補助金に1/2を乗じて得た額。	1. 燃料供給設備の導入 補助対象経費に1/3を乗じて得た額。 ただし、1台あたり30万円を上限とする。 2. 蓄電池の導入 補助対象経費に1/6を乗じて得た額。 ただし、1台あたり40万円を上限とする。

○表7の補助率等により算定した額に千円未満のある場合、端数金額は切り捨てます。

○表7の補助金額に関わらず、国の補助金額との合計額が補助対象経費を超えない額を上限とします。

(例) 車両本体価格（補助対象経費）：1,000万円

国の補助金：700万円

県の補助金：700×1/2=350万円 ⇒ 300万円

(6) 補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

(ア) 共通

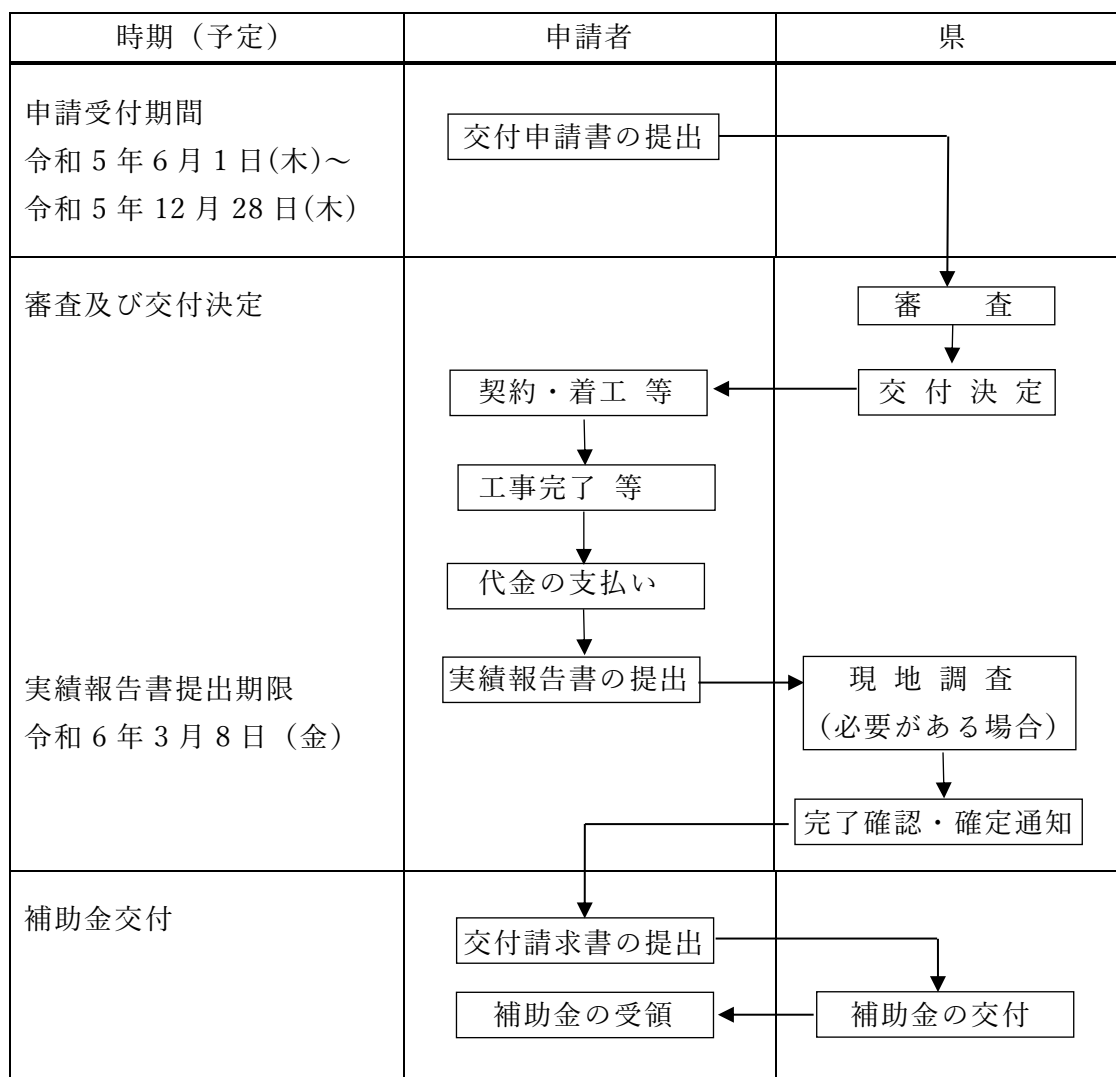
- ①車両の導入については、補助対象事業の完了後の申請となります。手続きの流れは「(6) 事業スケジュール」を参照してください。
なお、補助対象事業の完了とは、次の3つが全て完了することをいいます。
 - ア 車両の登録
 - イ 車両の引渡
 - ウ 代金支払いの完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きの完了
- ②車両関連設備については、補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注等を含む）していないことが必要です。手続きの流れは「(6) 事業スケジュール」を参照してください。
- ③同一年度内に車両と車両関連設備の補助を受けようとする場合は、それぞれについて申請してください。ただし、同種の車両や設備を同時期に導入する場合（電気自動車用充電設備を同時に複数設置する場合など）は、一度に申請することが可能です。
- ④補助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合には、要綱第9条に基づき変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出してください。
- ⑤補助事業により整備した設備は、原則として財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める法定耐用年数）中は、県の承認を受けることなく財産処分してはいけません。
- ⑥補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備してください。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(イ) リース契約に基づく申請の場合

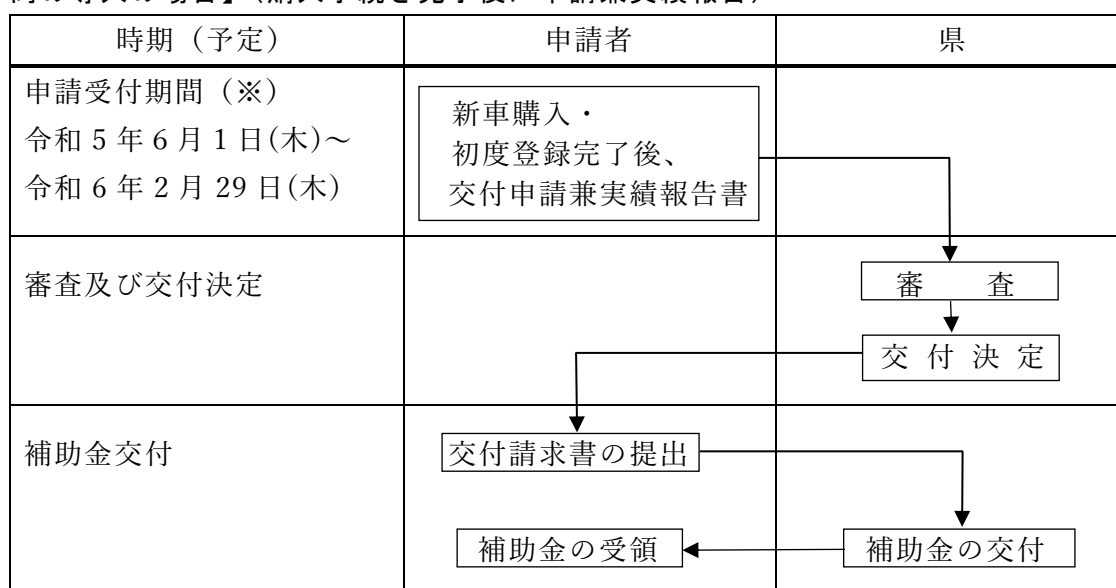
- ①リース契約にて設備の取得を行う場合は、自動車リース事業者が申請者となり、補助金は自動車リース事業者を支払われます。
- ②貸与先が補助対象要件を満たしている必要があります。
- ③自動車リース事業者は、貸与先の使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映させなくてはなりません。
- ④リース契約は、要綱第21条第1項に定める、財産処分制限期間以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

(7) 事業スケジュール

【車両関連設備の導入の場合】(契約・着工前申請)



【車両の導入の場合】(購入手続き完了後に申請兼実績報告)



※初度登録日は令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木)が対象です。

3 交付申請（要綱第6条関係）

（1）申請受付期間

車両：令和5年6月1日（木）～令和6年2月29日（木）

車両関連設備：令和5年6月1日（木）～令和5年12月28日（木）

○受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。

（2）申請方法

以下の方法により申請書等を御提出ください。

なお、申請書及び事業計画書をメールで提出し、見積書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

ア 郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

（書類郵送先）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法（郵便、レターパック等）に限ります。

そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

イ 電子メールによる提出

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「千葉県地域交通等補助金事業計画書（申請者名）」としてください。

※添付ファイルは7.2MB以内で送信ください。

7.2MBを超える場合はお手数をお掛けいたしますが、ファイルを分けて複数回送信いただくなど御対応くださるようお願いいたします。

（電子メール送信先）

ekoutsu-hojo@pref.chiba.lg.jp

ウ 電子申請システム

ちば電子申請サービスからも申請いただけます。

以下のページから申請くださるようお願いいたします。



https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18884

(3) 申請の代行

本補助金の申請は、申請者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。

ただし、車両を導入する場合については、販売事業者による代行が可能です。

(4) 申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は申請を受け付け出来ない場合があります。連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

(5) 必要書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。郵送で提出する書類については、以下の順に揃えて提出してください。なお、書類の提出方法等を「申請時提出書類一覧表」に入力いただき合わせて提出ください。書類は、特記がない場合、写しの提出で可とします。

自動車リース事業者による申請の場合は、以下の（ア）（イ）両方の提出が必要です。
以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

(ア) 共通

【車両関連設備の導入について申請する場合】

①交付申請書 <第1号様式>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式>

④事業計画書 <別紙様式1>

⑤見積書の写し（原則、2者以上）

※見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳が分かるようにしてください。

（見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載するなど。）

⑥施工予定設備のカatalog等（性能等が確認できる資料）

⑦導入施設の概要（施設の概要並びに設置予定場所が確認できる書類、地図、写真等）

※太陽光発電設備の併設要件を満たすことが確認できるよう、太陽光発電設備に関する書類、地図、写真等を併せて提出してください。⑧についても同様です。

⑧図面（全体配置図など）

※図面に導入前後の設備の位置等を写真と突合して確認できるよう記載してください。

⑨（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（個人）開業届の写しなど事業を行っていることが分かる書類

⑩県内にある県税事務所が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書

（法人）法人県民税・法人事業税

（個人）個人県民税・個人事業税

※納税証明書の交付については、原則住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください（県庁本庁舎では発行していません）。

※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取り扱いがない場合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。

※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面（例：定款、寄付行為）を提出してください。

※申請者が自動車リース事業者である場合で、千葉県内に事業所等がない場合は、本店を管轄する都道府県民税事務所等が発行するものを提出してください。

⑪確定申告書（決算書）の写し（直近1年度分）

※（法人）確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書も必要

（個人）確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要

⑫賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（導入場所が賃借地の場合。様式任意）

【車両の導入について申請する場合】

①交付申請書兼実績報告書 <第1号様式-2>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式>

④事業実績書 <別紙様式2>

⑤自動車検査証の写し

⑥契約書、注文書等の当該自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し

※契約書や注文書の中に契約者・発注者名や契約金額の内訳等が記載されているもの

⑦領収書又は全額支払いの手続きが完了していることを証する書類の写し

※契約書等に記載された全額分の領収書が必要

※全額支払いの手続きが完了していることを証する書類は、当該支払い方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等を添付してください。

⑧太陽光発電設備の併設要件を満たすことが確認できる書類、地図、写真等

⑨（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（個人）開業届の写しなど事業を行っていることが分かる書類

⑩県内にある県税事務所が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書

（法人）法人県民税・法人事業税

（個人）個人県民税・個人事業税

※納税証明書の交付については、原則住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください（県庁本庁舎では発行していません）。

※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へ

お願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取り扱いがない場合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。

※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面（例：定款、寄付行為）を提出してください。

※申請者が自動車リース事業者である場合で、千葉県内に事業所等がない場合は、本店を管轄する都道府県民税事務所等が発行するものを提出してください。

⑪確定申告書（決算書）の写し（直近1年度分）

※（法人）確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書も必要

（個人）確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要

⑫国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書、交付予定枠内定通知書などの写し）

（イ）申請者が自動車リース事業者の場合の追加書類

①誓約書（貸与先） <第3号様式>

②役員名簿（貸与先） <別紙様式1 事業計画書 「5役員等名簿」>

③貸与先に係る以下の書類

（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（個人）開業届の写しなど事業を行っていることが分かる書類

④県内にある県税事務所が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書（貸与先）

（法人）法人県民税・法人事業税

（個人）個人県民税・個人事業税

※貸与先がカーシェアリング事業者又はレンタカー事業者である場合で、千葉県内に事業所等がない場合は、本店を管轄する都道府県民税事務所等が発行するものを提出してください。

⑤リース契約書（車両の導入に係るもの）

・申請者及び貸与先双方の印があるもの

・リース料金から補助金額以上が差し引かれている記載があるもの

※国と千葉県の補助金の合計額以上が差し引かれていることが必要です。

※契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第11号様式）」を提出してください。

（6）審査・選定（要綱第7条関係）

審査は、申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。なお、審査の経過や結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予め御承知おきください。

(7) 交付決定（要綱第7条関係）

予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者（以下、交付決定者といいます。）に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

4 補助対象事業の実施（車両の導入については対象外）

(1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することを言います（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

(2) 事業内容等の変更（要綱第8、9条関係）

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に申出のうえ、県の指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への申出を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分に係る事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外です。

【県への提出物】

- ・変更承認申請書 <第4号様式>
- ・事業変更計画書 など

(3) 補助対象事業の状況報告等（要綱第13条関係）

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第7号様式）を提出していただきます。

また、下記（6）の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「遅延報告書」（第6号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんので御注意ください。

【県への提出物】

- ・補助事業遂行状況報告書 <第7号様式>
- ・遅延報告書 <第6号様式> など

(4) 補助対象事業の廃止（要綱第8条関係）

交付決定者は、補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「変更承認申請書」（第4号様式）を提出し、承認を得てください。

【県への提出物】

- ・変更承認申請書 <第4号様式> など

(5) 交付決定通知後の申請の取下げ（要綱第 10 条関係）

交付決定者は、交付決定通知を受けた後に、交付申請を取り下げようとする場合は、「申請取下書」（第 5 号様式）を提出してください。

取下書の提出があった申請については、補助金の交付はなかったものとします。

(6) 実績報告（要綱第 14 条関係）

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね 30 日以内）提出してください。

【最終提出期限】 令和 6 年 3 月 8 日（金）[必着・厳守]

【県への提出物】

※自動車リース事業者による報告の場合は、以下の（ア）（イ）両方の提出が必要です。

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

(ア) 共通

①実績報告書 <第 8 号様式>

②事業実績書 <別紙様式 3 >

③決算証拠書類（支出額が確認できるもの）、納品書

※領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類を提出してください。

なお、手形や小切手による支払いの場合、振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となります。

④工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し

⑤補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

※補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。

※設置後の設備の型番等が分かる写真を添付してください。

(イ) 申請者が自動車リース事業者の場合の追加書類

⑥リース契約書（車両関連設備に係るもの）

・申請者及び貸与先双方の印があるもの

・リース料金から補助金額以上が差し引かれている記載があるもの

※千葉県及び他の補助金の合計額以上が差し引かれていることが必要です。

※契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第 11 号様式）」を提出してください。

5 補助金の請求・受領

(1) 補助金額の確定、補助金の交付（交付要綱第 15、16 条関係）

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【県への提出物】

- ・補助金交付請求書 <第9号様式>
- ・補助金振込先の通帳の写し

(2) 交付決定の取消し（要綱第18条関係）

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定に違反する行為があったとき

(3) 補助金の経理（交付要綱第11条関係）

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間（(4)の処分制限期間が5年間を超える場合は当該期間）保存しなければなりません。

(4) 補助事業により取得した財産の管理（交付要綱第19～21条関係）

- ① 補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間保存しなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- ② リース事業者が補助金受領者である場合に、以下の場合は、処分の承認を得るだけで、返還金は発生しません。財産処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
リース解約により自動車リース事業者が車両を保管する（自動車リース事業者自身が表2の要件を満たす）	・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が表2の要件を満たすことが確認できる書類一式
リース貸与先変更（新貸与先が表2の要件を満たす）	・リース解約・承継が確認できる書類 ・新貸与先が表2の要件を満たすことが確認できる書類一式

【県への提出物】

- ・財産処分承認申請書 <第10号様式>

6 問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 エコオフィス・次世代自動車推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎3階

TEL：043-223-4563

Mail：ekoutsu-hojo@pref.chiba.lg.jp

第1号様式（車両関連設備）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付申請書

下記のとおり千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 重要事項確認書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 事業計画書（別紙様式1）
- (4) 見積書の写し（原則2者以上）（発行後3か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの）
- (5) 施工予定設備のカatalog等
- (6) 導入施設の概要（施設の概要並びに設置予定場所が確認できる書類、地図、写真等）※太陽光発電設備の併設要件を満たすことを証する書類を含む。
- (7) 図面（全体配置図など）
- (8) 登記事項証明書【発行後3か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届の写し等）
- (9) 法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後3か月以内のもの】
- (10) 確定申告書（決算書）の写し（直近1年分）
- (11) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（導入場所が賃借地の場合）
- (12) その他

※自動車リース事業者以外は、本紙及び下記書類の添付不要

3 関係書類（自動車リース事業者の場合の追加書類）

- (1) 誓約書（貸与先）（第3号様式）
- (2) 役員名簿（貸与先）＜別紙様式1 事業計画書 「5 役員等名簿」＞
- (3) 登記事項証明書（貸与先）【発行後3か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届の写し 等）
- (4) 法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書（貸与先）
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後3か月以内のもの】

※自動車リース事業者以外は、本紙及び関係書類の添付不要

3 関係書類（自動車リース事業者の場合の追加書類）

- (1) 誓約書（貸与先）（第3号様式）
- (2) 役員名簿（貸与先）＜別紙様式1 事業計画書 「5 役員等名簿」＞
- (3) 登記事項証明書（貸与先）【発行後3か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届の写し 等）
- (4) 法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書（貸与先）
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後3か月以内のもの】
- (5) リース契約書
 - ・申請者及び貸与先双方の印があるもの
 - ・リース料金から、国と千葉県の補助金額の合計額以上が差し引かれている記載があるもの
 - ・契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第11号様式）」を提出してください。

第2号様式

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金

重要事項確認書

私（たち）は、本補助金の申請に当たり、次の事項を確認しました。

- 要綱、要領等の内容を理解し、虚偽の記載なく本事業計画書を作成しました。
- 本補助金にかかる各種の条件や県からの指示事項を財産処分制限期間が完了するまで遵守します。
- 本補助の対象事業の完了までに、補助対象事業を実施する千葉県内の事務所・事業所に太陽光発電設備を設置します。
- 導入した車両・設備等については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。
- 導入した設備等は事業用で使用するものであり、家庭用に使用することはありません。

年 月 日

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

- 1 当該申請事業若しくは申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金要綱第4条各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 当該申請を行うに当たり、第4条第2号アからウに該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- 3 誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。
また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第4号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（廃止・取下げ）したいので、関係書類を添えて千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（廃止）の理由
- 2 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) その他、交付申請時に提出した書類のうち変更が生じたもの
(見積書の写し、施工予定設備のカタログ、図面 など)

第5号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付申請取下書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域
交通等次世代自動車導入促進補助金については、下記理由により取下げます。

記

取下げ理由：

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業について、期間内に完了することができないと見込まれる（補助対象事業の遂行が困難になった）ので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第4号の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延等の状況と理由

経過とその成果を簡潔に記載すること。遅れがある場合、その理由と完了の見通しを記載すること。

2 完了の予定

年 月 日

第7号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る補助事業を完了したので、関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

- (1) 補助事業に要した経費 円
- (2) 補助金交付決定額 円

2 補助事業完了期日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 事業実績書（別紙様式3）
- (2) 決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- (3) 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し
- (4) 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

※自動車リース事業者の場合

- (5) リース契約書
- ・申請者及び貸与先双方の印があるもの
 - ・リース料金から、国と千葉県の補助金額以上が差し引かれている記載があるもの
 - ・契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第11号様式）」を提出してください。

第9号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 達第 号 で額の確定のあった補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

(補助金振込先)

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写しを添付してください。

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金交付要綱第21条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

※自動車リース事業者の場合で、契約書に補助金相当の減額が明記されていない場合のみ

第11号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 様

<リース事業者>
(所在地)
(名称)
(役職・代表者名)
<使用者(貸与先)>
(所在地)
(名称)
(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金
貸与料金の算定根拠明細書

標記補助金事業で申請している車両(車両関連設備)のリース契約においては、以下のとおり、リース料金総額から補助金相当額が減額されている旨、間違いありません。

1 車両名または車両関連設備名

--

2 交付を受ける補助金額(※1)

千葉県補助金額(A)		円
その他補助金額(B) (補助金名)	() 円
合計額(C)=(A)+(B)		円

(※1) 補助金額は既に交付決定を受けている金額を記載し、根拠資料(交付決定通知等)を添付してください。

3 リース料金の総額(消費税抜き)(※2)

補助金の交付がない場合 (ア)	補助金の交付を受ける場合 (イ)	差額(※3) (ウ) = (ア) - (イ)

(※2) 契約書にリース料金の総額について記載がない場合は、(リース料金の月額) × (契約月数) で総額(消費税抜き)を計算し、記載してください。

(※3) 「補助金の交付がない場合のリース料金の総額」と、「補助金の交付を受ける場合のリース料金の総額」の差額が、「2 交付を受ける補助金額」の合計額以上(ウ) ≥ (C) となっているか、県において確認させていただきます。

4 特記事項

--